

遊漁の制限(※「遊漁の方法」も確認すること)

漁協名	制限の種類	魚種	尾数 (注1)	全長 (注2)	区域	禁漁期間	漁法・その他
峡北	禁漁区域・期間	あまご、いわな、にじます			塩川ダム貯水池（貯水池末端より、釜瀬川において380m、本谷川において400m、出田川において110m下流とする）	1/1～12/31	
山梨中央	尾数制限	あまご、いわな	20尾				
	全長制限	あまご、いわな		15 c m以下			
	全長制限	うなぎ		24 c m以下			
	禁漁区域・期間	全魚種			甲府市小瀬スポーツ公園内の蛭沢川 昇仙峡仙峨滝から石門までの間の荒川 甲府市平瀬町3, 119番地先万年橋上流40mの平瀬取水口から万年橋下流50mの堰堤までの間の荒川 甲斐市上芦沢1, 294番地の1上芦沢水道取り入れ（清川簡易水道事業施設）上流区域	1/1～12/31	
峡東	全長制限	あまご、いわな、にじます		15 c m以下			
		こい		17cm以下			
		うなぎ		24cm以下			
早川	尾数制限	全魚種	20尾				
	禁漁区域・期間	全魚種			前白根沢の本流及び支流	1/1～12/31	
	C&R区域・期間	全魚種			北沢と早川との合流点より上流の早川の本流及び支流。但し、中白根沢と早川との合流点より下流の本流及び前白根沢の本流及び支流を除く。	3/15～9/15	疑似餌（返しの無い1本針）による釣りに限る
					早川本流湯島橋（山梨県企業局所管）より上流の早川本流と滑河内川の合流まで	3/15～9/30	
丹波川	禁漁区域・期間	全魚種			マリコ川	1/1～12/31	
小菅村	漁法の制限						
		にじます			冬期釣り場（小菅村字池之尻阿原4308番地標柱1号と同池之尻阿原4309番地標柱2号を結ぶ直線から小菅村4659番地先通称頭首工までの区域）		疑似餌による釣りに限る
	C&R区域・期間	全魚種			小菅村セト2, 120-4地内にある小菅村漁協の標識から下流の金風呂橋の間の区域		
	禁漁区域・期間	全魚種			宮川、山沢川、玉川	1/1～12/31	
	尾数制限	全魚種	5尾		小菅村橋立地区の上流、通称の第1堰堤より上流すべての区間		
桂川	禁漁区域・期間	全魚種			桂川ホリジロ堰堤（松留） 上下270m 桂川駒橋発電所 上下270m	1/1～12/31	
	漁法の制限	こい					竿は1人3本まで
都留	全長制限	やまめ、いわな、にじます	20尾	15 c m以下			
秋山	尾数・全長制限	やまめ	20尾	15 c m以下			
道志村	禁漁区域・期間	全魚種			櫓沢、室久保川、道坂川、御正体沢（坂の沢、桐久保沢）	1/1～12/31	
	尾数・全長制限	やまめ	20尾	15 c m以下	全域、但し道志川溪流フィッシングセンターを除く。		

漁協名	制限の種類	魚種	尾数 (注1)	全長 (注2)	区域	禁漁期間	漁法・その他
河口湖	漁法の制限				全域		・竿は1人2本以内。 ・わかさぎ釣以外では胴付仕掛は禁止。 ・こい、ふな釣以外では撒き餌は禁止。 ・トローリング及びワーム類(注3)は禁止。
	全長制限	おおくちばす		25 c m未満			
		こい		18 c m未満			
		ふな		15 c m未満			
		おいかわ		10 c m未満			
	禁漁区域・期間	全魚種			寺屋敷前ワンド(小立字宝司塚1080-1先から、小立字京塚942先を結ぶ線の岸側)と久保井ワンド(大石字久保井坂下2,621-2先から、大石字久保井坂下2,671-1先を結ぶ線の岸側)で標柱で示してある区域。	4/1～6/30	
船津浜及び浅川浜(富士河口湖町船津字中村6722先から富士河口湖町浅川字高石1081-11先の標柱で示してある区域。					通年禁止		
西湖	漁法の制限	こい、ふな、うぐい、うなぎ					胴付仕掛及び撒き餌の禁止。
		おくちばす					・撒き餌及びワーム類(注3)は禁止。 ・餌釣(ムーチング)の禁止
		おいかわ					撒き餌の禁止
	尾数制限	ひめます	30尾		全域		・竿は1人5本以内。 ・3/20～5/31まで岸からのひめます釣り(岸からのボート釣りを含む)禁止。
		禁漁区域・期間	わかさぎ、ひめます			西湖コマ型浜から長崎の突端までの間	3/1～12/31
	全魚種		組合が指定した保護区全域 富士河口湖町西湖駒形、漁協人口河川左右25m、沖合30m			9/1～12/31	
	本栖湖	尾数制限	ひめます にじます	30尾 15尾		全域	
漁法の制限		全魚種					・竿は1人2本まで。 ・5/1～6/30は湖全域で餌釣り禁止。 ・岸からのカゴ釣り(注4)禁止。
道志村・相模漁連	尾数・全長制限	やまめ	20尾	15 c m以下	全域		

注1 尾数は一人一日あたり

注2 全長は採捕してはいけない最大の大きさ

注3 ワーム類とは、軟性プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌と定義する。但し、スピナーベイト、ラバージク、ポークリンド(天然素材のもの)は除外する

注4 撒き餌を用いた投げ竿による浮き釣り